

マイナンバー制度の概要



税理士
宮本 雄司



個人番号の利用は、番号法により、行政分野(社会保障、税及び災害対策)に限定されていますが、行政機関等のみではなく、民間事業者も番号を取り扱うこととなります。法人番号は利用制限がありませんので、官民間問わず、分野問わず、利用できます。税分野においては、国税及び地方税の申告書、申請書、届出書、法定調書等に番号を記載して提出することになります。番号は納税者が記載するものとして法令で定められていますので、税務当局から

申告書等への番号記載

送られてくる申告書等に個人番号は印刷されていません。申告書以外にも、例えば、外部の有識者等に講演や原稿の依頼をして報酬を支払った場合は、報酬に係る支払調書作成の際に、有識者等の番号及び支払者の番号を記載します。給与の源泉徴収票や給与支払報告書には、支払者の番号、支払いを受ける者(従業員本人)の個人番号並びに控除対象配偶者及び扶養親族の個人番号を記載します。なお、本人交付用の源泉徴収票には、支払者の番号は記載しな

雇用保険被保険者資格取得届

28年1月提出分から記載

いこととなっています。しかし、本人等の個人番号は記載しなければなりません。住宅ローンの審査のために金融機関に源泉徴収票を持参する場合等、番号法で認められる提供にあたらぬ場合には、個人番号部分を黒塗りする等の加工が必要です。なお、申告書の控えには法律上の規定はありませんので、番号の記載は不要です。

番号記載欄の追加により、税務関係書類の様式が変更されます。給与の源泉徴収票及び給与支払報告書は、用紙サイズがA6からA5になります。これらの様式のイメージは国税庁ホームページにおいて順次公表されています。また、証券会社や保険会社

等の支払調書作成に際し、番号を記載しますので、これらの金融機関と取引がある者は金融機関から番号の提示を求められることとなります。社会保障の分野においては、届出書等に番号を記載して、年金事務所、健康保険組合、ハローワーク等に提出します。例として、従業員を雇った場合には、雇用保険被保険者資格取得届をハローワークに、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等を日本年金機構に提出しますが、これらの書類に個人番号を記載することになります。雇用保険、国民健康保険については平成28年1月提出分から、健康保険・厚生年金保険については平成29年1月提出分から、番号の記載が必要となります。雇用中の従業員及びその被扶養者の個人番号については、平成28年1月以降、健康保険組合、ハローワークから報告依頼がある予定です。番号法による行政機関間の連携により、被扶養者(異動)届等の、住民票や所得証明書等の添付が必要とされている手続きにおいて、その添付が省略可能となります。以上のように、平成28年1月以降、行政機関等に提出する一定の書類に番号の記載が求められますので、その提出前までに、記載すべき番号を把握する必要があります。ただし、番号の利用が開始される平成28年1月より前には番号の提供を求めることはできません。